

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成11年岩手県規則第119号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定市町村事務受託法人の変更等の届出)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(指定試験実施機関の指定の申請)</p> <p>第18条 政令第35条の9第1項の申請は、別に定める様式による介護支援専門員実務研修受講試験実施機関指定申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定研修実施機関の指定の申請)</p> <p>第19条 政令第35条の10第1項の申請は、別に定める様式による介護支援専門員実務研修実施機関指定申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>(指定介護療養型医療施設の指定の申請)</p> <p>第36条 法第107条第1項の申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定申請書により行わなければならない。</p> <p>。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請)</p>	<p>(指定市町村事務受託法人の変更等の届出)</p> <p>第8条 [略]</p> <p><u>(指定都道府県事務受託法人の指定の申請)</u></p> <p>第8条の2 政令第11条の7第1項の申請は、別に定める様式による指定都道府県事務受託法人指定申請書により行わなければならない。</p> <p><u>(指定都道府県事務受託法人の変更等の届出)</u></p> <p>第8条の3 政令第11条の8の規定による指定都道府県事務受託法人の指定に係る事務所の名称及び所在地その他省令で定める事項の変更の届出は別に定める様式による指定都道府県事務受託法人変更届により、同条の規定による指定都道府県事務受託法人受託事務の廃止、休止又は再開の届出は別に定める様式による指定都道府県事務受託法人受託事務廃止（休止、再開）届により行わなければならない。</p> <p>(指定試験実施機関の指定の申請)</p> <p>第18条 政令第35条の15第1項の申請は、別に定める様式による介護支援専門員実務研修受講試験実施機関指定申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定研修実施機関の指定の申請)</p> <p>第19条 政令第35条の16第1項の申請は、別に定める様式による介護支援専門員実務研修実施機関指定申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請)</p> <p>第21条 [略]</p> <p><u>(特定施設入居者生活介護事業者の指定の変更の申請)</u></p> <p>第21条の2 法第70条の3第1項の変更の申請は、別に定める様式による指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書により行わなければならない。</p> <p>第36条 削除</p> <p>(指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請)</p>

<p>第37条 <u>法第107条の2第1項</u>の更新の申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定更新申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請)</p> <p>第38条 <u>法第108条第1項</u>の規定に基づく申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定変更申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の変更の届出)</p> <p>第39条 <u>法第111条</u>の規定による届出は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設変更届により行わなければならない。</p> <p>(指定の辞退)</p> <p>第40条 法第91条及び<u>法第113条</u>の規定に基づく指定の辞退は、別に定める様式による指定辞退届により行わなければならない。</p>	<p>第37条 <u>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第107条の2第1項</u>の更新の申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定更新申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請)</p> <p>第38条 <u>旧法第108条第1項</u>の規定に基づく申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定変更申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の変更の届出)</p> <p>第39条 <u>旧法第111条</u>の規定による届出は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設変更届により行わなければならない。</p> <p>(指定の辞退)</p> <p>第40条 法第91条及び<u>旧法第113条</u>の規定に基づく指定の辞退は、別に定める様式による指定辞退届により行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。